

Ⅱ 犬山市障害者基幹相談支援センター事業 令和5年度事業報告 Ⅱ

1. 犬山市障害者基幹相談支援センター事業

事業の目的

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる法律に定められた相談支援を総合的に行うことで、障害者の地域支援体制の構築をはかり、障害者等が安心して地域で暮らすことを目的とする。

地域の相談支援体制	地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など 主な担い手：<u>基幹相談支援センター事業</u> 自立支援協議会	●総合的・専門的な相談の実施（障害種別や年齢に関わらない、分野を超えた多種多様な相談の一次的窓口） ●地域の相談支援体制強化の取組 ●地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成 ●地域の相談機関等とのネットワーク構築、連携強化 ●地域移行・地域定着の促進の取組 ●権利擁護・虐待防止の取組 ●自立支援協議会の運営（事務局）
	一般的な相談支援 主な担い手：市町村障害者相談支援（委託相談支援事業）	●福祉サービスの利用援助（各種支援施策に関する助言・指導等） ●社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利の擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介等
	基本相談支援を基盤とした計画相談支援 主な担い手：指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	●基本相談支援 地域の障害者・児等の福祉に関する問題について、障害者・児、障害児の保護者または障害者・児の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜を総合的に供与すること。 ●計画相談支援／障害児相談支援

職員体制

管理者兼専門的職員：1名（介護福祉士・現任研修）

専門的職員：2名（内2名：初任者研修 内1名：社会福祉主事任用資格）

2. 令和5年度の各業務の実施状況

—分析と課題—

1) 総合的・専門的な相談支援の実施

① 実績数

(利用者実人数)

	実人員	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳	その他
障害者	163	25	0	35	64	4	1	34
障害児	75	5	2	19	5	6	0	38
計	238	30 (13%)	2 (0%)	54 (24%)	69 (30%)	10 (4%)	1 (0%)	72 (32%)
					80 (35%)			

(支援方法)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
延べ件数	151	865	40	508	0	61	1,520	4	3,149

※ 一日毎に集計＝同一相談者からの同日中の複数回の相談については相談内容毎に1件として計上

※ 関係機関＝個別支援会議以外で関係機関との調整を実施した件数。複数回、複数箇所の関係機関とのやりとりは、相談内容毎に1件として計上

(支援内容)

	福祉サービス利用等	障がいや病気の理解	健康・医療	不安解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済
延べ件数	953	42	162	63	87	246	116

	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	計	3,149
延べ件数	1,133	167	3	120	57		

(相談受理後の主なつなぎ先／連携延べ件数)

障害福祉サービス／地域生活支援事業														
相談支援事業所	地域移行・地域定着	グループホーム	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続	居宅介護	短期入所	障害者支援施設	高次脳支援	移動支援	日中一時	地域活動支援センター	訪問入浴
156	0	3	22	5	1	31	29	1	9	3	0	1	1	0
労働			地域											
障害者就業・生活支援センター	ハローワーク	労働局	民生委員	フリースクール	フリースペース	ボランティア団体	当事者団体	市民活動団体	スポーツ関連団体	一般企業	ライフライン	不動産	その他	
0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	10	0	0	18	

児童								若者支援				
児童相談所	児童入所	児童センター	児童通所支援	保育所等訪問	保育園	学校	特別支援学校	青少年センター(市役所内)		サポステ		
16	0	0	20	0	1	2	1	0		0		
保健・医療・看護							介護				行政	
保健所	県精神保健センター	市保健センター	精神科医療機関	医療機関	在宅医療	訪問看護	地域包括支援センター	ナーシングホーム	老人保健施設	介護デイ	県関係機関	他市町村
1	0	3	33	45	0	19	61	0	3	0	0	1
司法・権利擁護												
警察	弁護士	法テラス	日常生活自立支援事業		成年後見センター(市役所内)			家庭裁判所		その他		
3	11	0	0		32			0		4		

犬山市役所内										
障害者担当	生活困窮	生活保護	高齢者支援課	子ども未来課	学校教育課	市民課	健康推進課	税務課	保険年金課	収納課
179	51	38	67	24	6	1	3	4	13	1

総合的・専門的相談支援の実施			
	令和5年度事業活動	現状分析	今後の課題
①三障害等への総合的な対応	・障害者・障害児とその家族(身体・知的・精神・発達障害・高次脳機能障害・難病)からの相談への対応。 ・多様な課題に対応するため、高度な連携を要する関係機関・専門機関へのつなぎ支援、助言・協力。	・令和5年度の当センターの総相談件数は、令和4年度と比較して約828件増加し、3,149件であった。同行件数も40件と2.5倍(前年度15件)となり費やす時間も長くなっている事が推測される。関係機関との件数も前年度に比べ1.6倍となっており連携の重要性が求められる結果となった。特に相談支援事業所、地域包括支援センター、犬山市役所各部署との連携件数が増加した。 ・令和4年度3月及び令和5年度12月に退職に伴う職員変更があり、専門性が高いケースへの対応もセンターの役割として担ったが、日々の一般相談への対応	・地域で生活する障害児・者とその家族をも含めた広範なニーズへの対応及び複数の専門的支援機関との連携を要したり、複数の課題を抱えたりしているなど、通常の福祉サービス等の利用では解決に困難を要する高度な相談支援が実践できる人材の更なる育成が必要である。 ・専門性が高いケース等、地域課題につながる個別事例の整理が必要のため、相談支援事業連絡会等を活用し地域課題の抽出及び分析を進めることが必要である。
②専門性が高いケースへの対応(支援困難事例)	・専門性が高い事例対応。(世帯支援、家族支援、市外転出、入所移行、児童虐待、障害者虐待、障害疾患特性への専門的支援) ・専門性が高い事例の計画相談支援、障害児相談支援の実施 ・事例等で浮かび上がった地域課題の抽出及び分析。		

		等もあり、複数体制での対応を取ることが難しい現状であった。	
総合的・専門的相談支援の実施			
	令和5年度事業活動	現状分析	今後の課題
③一般的な相談支援	・地域の障害者・児とその家族からの福祉に関する相談に対し、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を総合的に供与する。	・令和5年度の来所相談と電話相談は、前年度年比較で増加した（前年度：来所665件・電話：415件）が電話及び来所相談を1日当たりに割り戻すと約5.7件/1日の対応を行っており、相談が多い来所・電話への対応が難しい状況が多々あった。	・相談件数が増えている中、複数の相談が重なりと現在の人員配置で対応ができない事がある。一般的な相談へ対応するための専門性や地域特性を理解した人員の配置、一般的な相談への対応方法について検討していかなければいけない。

2) 地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組			
	令和5年度事業活動	現状分析	今後の課題
1 地域の相談支援事業者に対する専門的指導、助言、事例対応への後方支援	・高度な連携を要する関係機関・専門機関へのつなぎ支援、事例対応への協力及び協働支援を行った。 ・計画相談支援等だけでは支えきれない、利用者からの不安や疑問が生じた際、基幹職員が、利用者と相談支援専門員、関係機関との調整を目的とした介入を実施した。 ・	・複数の課題を抱えている場合、多数の関係機関との連携が必要なケースが多いが、連携の取り方等を含め相談支援事業所から当センターに相談が寄せられるようになってきている。 ・指定相談支援事業所が担当しているケースであっても必要性に応じて相談支援事業所と連携してセンター主催でケース会議の開催を行った。 ・相談支援事業所連絡会内での事例検討会、情報交換を通して合理的配慮等の権利擁護の在り方、他事業所等の関係機関との連携の在り方、家族も含めた対応の在り方などを共有し、支援方法について検討を行った。	・相談支援事業所への後方支援(連携支援・関係調整等)の更なる推進が必要である。 ・犬山市内における更なる相談支援体制の底上げ、強化を図るために困難事例の支援の集積と分析を継続する必要性がある。 ・事例検討会を通して今年度は野中式事例検討を学んだことで実践に生かし課題を抽出していく。

②障害児・者とその家族の生活を支える、計画相談及び障害児相談支援の推進	・相談支援専門員からの、計画相談支援、障害児相談支援の実務上の困り感や疑問、運営についての不安等を、相談支援事業所連絡会や事業所訪問等を通して日常的な連携の中で共有した。	・相談支援事業所が現状の受け持っている件数で精一杯なところからがあり新規の計画相談、障害児相談を受ける事が厳しい現状がある。	・定期的に相談支援事業所を訪問し、意見交換の場を設定する。 ・情報交換及び情報共有の場として相談支援事業所連絡会を活用し、地域の課題について解決方法を検討していく。
-------------------------------------	---	--	---

地域の相談支援体制の強化の取組

	令和５年度事業活動	現状分析	今後の課題
③相談支援にあたる人材の育成 (数の確保)	・愛知県相談支援従事者初任者研修受講生にインターバル研修を通じて、相談支援に関する助言・指導を行った。 ・数の確保に向けての取組みは実施できていない。	・相談支援事業所の中には複数配置が難しい事業所があることや複数配置ができていても余裕がなく新規の計画相談及び障害児相談支援が難しい現状がある。	・個々の相談支援専門員の事例数の把握及び今後の計画作成者数の推移について予測を立てることが必要である。
(質の向上)	・愛知県相談支援従事者初任者・現任研修受講生にインターバル研修を通じて、相談支援に関する助言・指導を行った。 ・野中式事例検討会の勉強会の他、相談支援専門員のスキルアップを目的とした研修会・勉強会を開催した。	・各相談支援事業所においては日常業務に追われて日々の支援の振返りが少ないと思われる（一人事業所の場合は更にその機会はほとんどない状況があると考えられる）。 ・医療的ケア、強度行動障害等の障害特性や家族も含めた支援などニーズが多岐に渡る相談が多くなってきている傾向があると推測されるが日々の業務で研修機会の確保が難しい状況があると思われる。	・相談支援事業所連絡会での支援の振返り（事例検討会、意見交換など）が必要である。 ・意思決定支援、虐待防止の権利擁護、合理的配慮、障害特性など学びの機会が必要である。 ・愛知県相談支援従事者研修インターバル研修に継続して協力する。
④相談支援事業所以外の地域の相談機関、他分野も含めた専門機関との連携強化	・尾張北部圏域障害保健福祉圏域会議、犬山市地域包括支援センター運営協議会、犬山市自殺対策推進協議会への出席。 ・犬山市心身障害児（者）父母の会交流会への出席。	・市内の分野間の連携について自立支援協議会を中心に各部会の活動を通して連携を図っている。 ・当事者団体の集まりについては、開催の際は積極的に参加し当事者の声を聴かせてもらった。	・それぞれの会議及び活動が、地域の障害児・者、家族の安心安全な暮らし作りに相乗的に効果的に働くよう、犬山市障害者自立支援協議会の活動と重なる課題、重ならない課題の洗い出し、整理を行いながら、参画していく。

⑤障害児・者の社会生活の場である学校、企業等との連携強化・各種情報収集、情報提供や事前相談・助言	・特別支援教育研修会への企画協力、開催。 (自立支援協議会として参画) ・犬山市産業振興祭にて権利擁護についての周知・啓発活動実施。 (自立支援協議会として参画) ・企業との連携に関する取組みはできていない。	・市内相談支援専門員、障害児通所支援事業所職員に案内を行い、特別支援教育研修会に参加。 ・ブース出展に立ち寄ってくれた来場者からは障害者理解に関する感想が寄せられた。	・学校教育との継続的な連携を図るため、特別支援教育研修会への参加は継続する。 ・地域住民への障害理解を深めてもらうために犬山市産業振興祭には継続して出展を行う。 ・福祉と一般企業との連携は今後の課題である。
--	--	--	---

3) 地域移行・地域定着の促進の取組

地域移行・地域定着の促進の取組			
	令和5年度事業活動	現状分析	今後の課題
①障害者支援施設や精神病院等への地域移行に向けた普及啓発	圏域コア機関チームにて実施。	・広く周知し普及啓発していく事が課題となっている。	・圏域コア機関チームとして、連携、協働による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(保健・医療・福祉関係者の連携)構築
②地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	今年度の実績なし。		

4) 権利擁護・虐待防止の取組

権利擁護・虐待防止への取組			
	令和5年度事業活動	現状分析	今後の課題
①障害者虐待防止センターとの連携	犬山市虐待防止センターと連携して支援を実施した。		・虐待対応と困難ケースへの対応が重なる場合があるため、その時の状況にもよるがその際の対応については検討しておく必要がある。 ・虐待を防止するための取組みとして普及・啓発活動の継続実施が必要である。

②成年後見制度利用促進	犬山市成年後見センターと連携して支援を実施した。		・権利擁護、侵害に関する初動相談を担う役割、それに対応できる基幹職員の確保、養成、スキルの向上が必要である。 ・犬山市成年後見センターと更なる連携が必要である。
③地域の権利擁護支援体制整備	・障害者の権利擁護と合理的配慮についての研修会を開催した。 ・犬山市産業振興祭にて権利擁護についての周知・啓発活動実施。（自立支援協議会として参画）	・犬山市振興祭にてブース出展に立ち寄ってくれた来場者からは障害者理解に関する感想が寄せられた。	・協議会機能を活用して、地域住民が障害理解を深められるよう、地域に向けての啓蒙・周知活動の継続が必要である。
④障害者差別解消			

5) 障害者自立支援協議会の運営

自立支援協議会の運営			
	令和5年度事業活動	現状分析	今後の課題
事務局運営	・課題別に必要な関係者・関係機関を参集し地域課題に対して具体的協議を行った。 【発行物】 ・令和5年度版はたらく・過ごすガイドブック ・令和5年9月改訂版ワンダフル・レインボーを発行した。	【新たな実施事項について】 ・医療的ケア児支援のためのワーキングチームを昨年に引き続き開催し今年度で課題整理報告書をまとめた。就労と生活を支える仲間の集いを開催した。また、障害児通所支援事業所の質の向上について取組みを開始した。 ・ひだまり作品展開催に向け当事者より企画の段階より参画してもらい実施した。ポスターについては名古屋経済大学の学生ボランティアに作成してもらった。南部公民館特別講座と犬山市身体障	・自立支援協議会で取り扱う課題が多くなってきている。限られた人員で事務局運営を行っているため円滑に行えていなかった場面も多々あった。今後も更にボリュームが大きくなると運営が円滑に行えない事態もあり得ることが推測されるため、地域課題の優先度に応じて運営していくことも必要である。

		害者福祉協会とコラボし作品を展示して頂いた。	
障害者等の生活を支えるための地域のネットワークづくり	自立支援協議会の活動において、課題毎の協議を通じて地域のネットワークづくりを推進している。		